

2013年6月12日

株式会社テレビ神奈川 御中

横浜弁護士会

会長 仁平信哉

勧告書

当会は、申立人X及びYの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴社に対し、下記のとおり勧告します。

勧告の趣旨

2012年（平成24年）4月11日、申立人Xの現行犯逮捕に関する報道は、申立人らの人権を著しく侵害し、過酷な懲罰的結果を引き起こしたと認められるものであり、今後、刑事事件を報道する際には、被疑者及びその家族のプライバシー権、名誉権を損なわないよう、十分配慮した報道を行うことを求め、特に、軽微であると認められる事案については、被疑者の実名表示が伴う実写肖像の放映を行なわないよう勧告する。

勧告の理由

別紙調査報告書のとおり

2013年5月20日

横浜弁護士会

会長 仁平信哉 殿

人権擁護委員会

委員長 佐藤昌樹

調査報告書

申立人X及び同Yの人権救済申立事件（2012年第08号事件）について、調査の結果を以下のとおり報告する。

第1 処遇意見

相手方株式会社テレビ神奈川に対し、別紙勧告書のとおり勧告するのが相当である。

第2 理由

1 申立事実

(1) 申立ての骨子

相手方株式会社テレビ神奈川（以下「テレビ神奈川」という。）が、2012年（平成24年）4月11日、Xの逮捕状況を撮影した「県警 無許可営業のスナック摘発 経営者の女逮捕」という題の音声付映像1分4秒を放映し、1か月以上、ネット上で何人にもアクセス可能とした行為によりもたらされた申立人らの深刻な報道被害を謝罪し、侵害された人権（名誉・プライバシー）回復に必要な具体的手段を講じるよう処置されたい。

(2) 具体的な申立て事実

ア Xは申立の約3年前から戸塚区戸塚町においてスナックKを経営していた。

YはXの夫であり、両者の間には申立て当時高校2年生の長女（16歳）、同中学2年生の長男（14歳）がいる。

イ 2012年（平成24年）4月10日午後9時10分頃、神奈川県警（以下「県警」という。）の捜査員がテレビカメラを持ったテレビ神奈川の記者を同行してスナックKに入り、「風営法違反で現行犯逮捕する」旨を伝えて、Xに手錠をはめ、パトカーで戸塚警察に連行した。その際、神奈川新聞の記者等報道関係者5名が照明等を携えて警察官と一緒に店に入ってきた。逮捕翌日の同月11日から、Xのこの逮捕状況及び連行シーンの実写（アップを含む）の映像が、Xの実名とともにテレビ神奈川で放映され、かつ、その映像は、1

か月以上の間、ネット上で不特定多数の人がアクセスできる状態になっていた。

ウ 上記の報道により、以下の損害が発生した。

- ・店を再開したいが風評がひどく、売春・売春斡旋をやっていたという噂が広まり、店再開が困難な状態にある。多額の借金だけが残り、返済に頭を抱えている状態に陥っている。
- ・戸塚駅やスナックK周辺で行動すると人の目が気になり、申立人らは落ち着いて買い物、食事ができない状態にある。逮捕から数か月後も、Xは精神的に不安定な状態が続き、思い出すと呼吸がうまくできなくなったり、悪夢にうなされたりする日々が続き、睡眠薬の服用を余儀なくされている。
- ・申立人らの長女は、「風営法違反」という言葉から、母親が風俗店を経営していたという誤解を受け、そのことを少なくとも6人の友達から言われて精神的に落ち込み、学校にいられなくなり自主退学をした。長男も、少なくとも4人の友達から本件報道について言われ、母の仕事が風俗に関するものと誤解して精神的に大きなショックを受け、学校を休むことがあった。

(3) 上記事実を前提とした申立人らの主張

ア テレビ神奈川が、風営法の無許可営業という「形式犯」につき、Xの逮捕・現行現場をアップで撮影し、放映の後も1か月以上自由にアクセスできる状態に放置したことにより、被疑者とその家族に報道被害を与えたことの責任は重大である。

イ 申立人家族に加えられた報道被害について、テレビ神奈川は、申立人らに真摯な態度で謝罪文を交付し、何回かの「お詫び」のテレビ放映と県内の新聞に謝罪文を掲載する方法により、人権回復の方法を講ずるべきである。

2 認定できる事実

(1) テレビ神奈川の回答

取締役報道局長と取締役総務局長の2名の役員が、横浜弁護士会館で実施した当委員会の聞き取り調査に出席し、以下のとおり回答した。

Q 本件事件の容疑の存在を知った発端は何か。

A 取材過程でたまたま情報に遭遇した。県警からの具体的・詳細なリードはなく、「戸塚」で、「明日あたり」、「無許可営業の摘発があるらしい」との抽象的な情報があり、駅の近くで担当記者が張り込んでいたところ、捜査官らしき一行を見つけたのでついて行き、撮影に成功した。もう一人別会社の記者もいて、二人で行動した。事件現場に居合わせたらとりあえず撮るという基本方針通りの行動をとった。

Q 店内に大勢で入り込んで撮影する等、取材行為に問題はなかったか。

A 内部調査の結果、取材は記者一人で行われ、大型のカメラや照明を使わずにコンパクトデジタルカメラで撮影していること、店内に入らず終始店の外から撮影したことを確認した。

Q 風営法違反事件という軽微な事件でもテレビ報道することが常なのか。

A 報道することが基本である。過去に発生を認知した風営法事件につき、どの程度の割合でテレビ報道しているかのデータ確認をしたが、2009年(平成21年)1件、2010年(平成22年)2件、2011年(平成23年)年2件、2012年(平成24年)年3件である。風営法違反で摘発されていたが、放映しなかったことはあるかもしれないが、それはその日の事件性の優先順位で決まる。実際、今回の件もニュース番組の3項目であり大きい扱いではない。

Q 実名・顔出し報道するか否かについての基準はどのようなものか。

A 基本は実名報道かつ顔出しである。否認していると冤罪の可能性があるから慎重に判断するが、有罪と判断する相当な根拠があれば実名・顔出しで報道することもある。本件事件について実名・顔出し報道したのは、この基本方針に従ったもの。

Q 逮捕現場に同行して逮捕シーンを撮影して報道することはよく行われているか。

A かなり珍しいケースである。今回の逮捕シーンの放映は、「珍しいシーンが取れたから使いたい」という側面がないことはなく、映像ありきの姿勢は反省点である。

Q 本件報道及び今後の報道のあり方についてどう考えるか。

A (①取材の方法と②報道の方法の2つの側面について回答する)

① 取材の方法に関しては、問題はないという認識である。

② 報道の方法に関しては、今回のような風営法違反という微罪での実名報道について、別の方法もあったのではないかという議論になっており、報道部としては、実名報道について、現在、相当慎重になっている。今回のケースは、限界事例だったと認識している（必要以上に繰り返し放映する必要があったのかという点と、どういう場所のスナックで、県内でどのくらい無許可営業のスナックがあって摘発されているのかという情報と共に放映した方が良かったと考えている）。

インターネット上の処理は盲点で、十分反省する必要がある。本体ニュースは1週間で削除したが、そのデータが残っているのに気付かなかった。1か月以上キャッシュが残って動画を見られる状態だったのは事実で、反省点である。指摘があつてすぐに削除した。わかつていて消さなかつたのではない。

テレビ神奈川には地域の報道局として、最低限の情報を地域の人に提供するという使命がある。ローカル局としてきめ細かいニュースを心がけている。今回のニュースは、地域のニュースとして基本的には誰にも関係があるので、公益目的・公共性があるものと認識しているし、これまでも風営法違反の事件を報道してきた。

Q 申立人に対してどのように対応したか。

A Yの最初の電話の指摘で、動画についてはすぐに削除した。

放送倫理・番組向上機構（NHKと民放連によって構成される第三者機関 略称：B P O）の勧告が出てから直接謝罪したい旨を申し入れ、申立人ら代理人弁護士立会いで、直接両申立人に謝罪した。テレビ放映でも1回お詫びし、会社HPで1週間その動画を掲載した。更にB P Oの勧告に対応してHPに今後の対応と取り組みについても掲載した。放送倫理についての研修・勉強会にも取り組んでいる。

(2) 認定事実

申立人らの主張及びテレビ神奈川からの回答によれば、以下の事実が認定できる。

ア Xは、2012年（平成24年）4月27日、横浜簡易裁判所から無許可営業で罰金50万円の略式命令を受けた（逮捕報道の後に冤罪が証明されるケースとは異なる）。

イ テレビ神奈川は、2012年（平成24年）4月11日、「t v k NEWS 930」というニュース番組の中で「県警 無許可営業のスナック摘発 経営者の女逮捕」という題の音声付映像1分9秒（Xの逮捕状況を撮影したもの）をニュースとして放映した。本件報道の際、Xの実名と町名を含む住所がアナウンサーにより読み上げられ、年齢もテロップにより表示されている。スナックKの外観と、店名が表示された看板も鮮明に放映されている。

さらに、逮捕に着手する瞬間のやりとり（被疑事実を告げられ、これに対応する瞬間のXの映像）及び警察官によりXが連行されるシーンの映像が放映されている。当該映像においては、アップ撮影によりXの外見が明確に認識できるものとなっており、周囲の人物にぼかし処理がされているために、逆にXの姿が強調される形となっている。

なお、当該報道は通常のニュース報道の一部分として放映されており、特に凝った演出がなされているわけではない。

ウ またテレビ神奈川は、当該報道映像を同社が運営するニュースサイトに掲載した。このインターネット上のニュースは1週間で自動削除されたが、同社のサイト及びfacebookページ、twitterアカウント等を通じて当該報道映像を閲覧できる状態が1か月以上続いた。

エ 現在までに当委員会に提出された証拠によっても、テレビカメラを持ったテレビ神奈川の記者が「店内に入った」事実及び二人以上のテレビ神奈川の記者が取材した事実は認定

できない。

オ 本件報道により、申立人らの生活する地域社会でXの逮捕事実が知られることとなり、申立人らの家族は本件報道により大きな精神的ダメージを受けている。

Xは、本件報道から約2か月後の2012年（平成24年）6月26日、Xは反応性うつ状態の診断を受けた。申立人らの長女は、友人から本件報道についての事実を告げられ、自分でネット検索をして本件報道を知りショックを受け、通信制の高校を自主退学した。申立人らの長男も友人に知られてショックを受け、学校を2週間休むなどした。また、「風営法」という言葉の与えるイメージのために、申立人らの生活する地域社会内で、Xは売春のあっせんをしていたとの噂が流れた。

カ なお、2012年（平成24年）11月27日、BPOより、本件報道につき、「人権への適切な配慮を著しく欠いており、放送倫理上重大な問題がある」旨の勧告が出されている。

3 当委員会の判断

（1）本件における実写肖像報道について

ア 本件で最も重要な問題は、申立人Xの逮捕及び連行の場面を撮影して、本人と認識できる形で報道したことの是非である。これについては、以下のような本件に即した事情をふまえ、検討すべきである。

（ア）Xの社会的地位

本件で被疑者となったXは、政治家、公務員、社会的影響力の大きな公人のいずれでもなく、多感な時期にある二人の子どもを持つ、一私人・一母親である。

したがって、Xの行為につき、当該個人の属性ゆえに、より踏み込んだ報道がなされるべき事情、必要性はない。

（イ）報道被害が大きいこと

本件のような実写肖像報道がなされる場合、報道をされた当該個人はその名誉を著しく損なわれるほか、その家族についても、いじめや親しい友人らの離反、地域社会の無視などの有形無形の被害を受ける蓋然性が高いと言える。

本件においても、申立人らとその子らは実写肖像の放映事実を知ることで大きな精神的打撃を受けたほか、その生活する地域社会において「売春をしていた」という噂を流されるなどして風評被害にも遭っており、その結果として、Xがうつ障害の診断を受けたほか、申立人の長女が本件報道のために学校を自主退学するなどしており、申立人ら家族に大きな有形無形の被害が発生している。

（ウ）本件事案の性質

まず、そもそも本件事案は、風営法の無許可営業という形式犯であり、犯罪事実そのものが微罪と評価できる。無許可営業の具体的態様についても、Xは警察からの警告を無視し続けて無許可営業を継続していたような悪質な事案ではない。

更に、「外国人の不法滞在」や「未成年者の雇用」といった他の犯罪にも全く関係していない。

したがって、本件事案は「軽微な事案」というべきである。

イ 実写肖像報道についての当委員会の判断

(ア) 名誉権侵害について

a 本件で認定できる各事実から、本件報道が申立人らの名誉権を侵害したことは明らかである。

そして、名誉権の侵害については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合において、掲示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があるとき、又は真実であることの証明がなくても、行為者がそれを真実と信ずるについて相当の理由があるときは、不法行為は成立しないとの法理が確立されているところ（最判昭和41年6月23日），当委員会も、右判断の枠組みにより、（1）で述べた事情をふまえて判断する。

b 本件では、報道にかかる犯罪の存在に争いはなく真実性の証明が認められ、また、無許可営業検挙の事実についての報道は、国民の知る権利に資するし、同犯罪行為を行わないように世間に警鐘を鳴らす抑止効果があるものと解されるところ、本件報道が純粋な報道ニュースの一部として行われており、視聴率だけを目的とするようなバラエティ番組の一部として構成されていたり、殊更な演出を伴ったりするわけではないことなどを考慮すると、本件報道には犯罪抑止効果等の公益目的があったものと認められる。

そこで、本件報道が「公共の利害の関する事実に係るもの」といえるか否かが問題となる。この点、ある報道が「公共の利害に関連する」と言えるためには、実際に行われる報道における個々の公表事実に着目し、それが公共の利益のために必要な範囲のものである必要があると解するのが相当である。

これを本件報道についてみると、確かに、犯罪の存在やその摘発行為の存在について報道すること自体には、一定の公共性があるものと言える。しかしながら、本件被疑事実が軽微な事件であり、被疑者が単なる私人にすぎないことを考慮すれば、本件報道において最も重視すべき「現行犯逮捕する旨を告げら

れている被疑者の姿の公表」や、「現行犯逮捕後に連行される被疑者の姿の公表」は、公共の利益のために何ら必要ではなく、公共の利益のために必要な範囲を著しく逸脱しているというべきである。

したがって、本件報道は、申立人らの名誉権を著しく侵害し、かつ、その侵害行為は諸般の事情を考慮しても、許されないものであると判断する。

(イ) プライバシー侵害について

a 本件で認定できる各事実から、本件報道が申立人らのプライバシー権を侵害したことは明らかである。

そして、プライバシー権の侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するものと解されるところ（最判平成6年2月8日），当委員会は、右判断の枠組みにより、(1)で上述の事情をふまえて判断する。

b 本件犯罪報道には、国民の知る権利を実現し、犯罪抑止に貢献するといった目的が認められ得ることは上述の通りである。

しかしながら、本件報道が公表したのは「犯罪事実を告知され、刑事施設に連行される被疑者の姿」という、およそ人が最も秘匿したいと考えるであろう私的情報であり、風営法の無許可営業という軽微な事案においてこのような姿を公表すべき必要性は認められず、公表する正当な理由は極端に乏しいか、ないしは認められないというべきである。

一方、このような姿が公表されなかつた場合には、申立人ら及びその子らが今回のような大きな精神的打撃を受けることはなかつたのであり、本件においては、本件実写肖像を公表する理由が公表されない法的利益に優越しているとは到底いえない。

したがって、本件報道は、申立人らのプライバシー権を著しく侵害し、かつ、その侵害行為は諸般の事情を考慮しても、許されないものであると判断する。

(2) 本件における匿名報道について

申立人らは、本件において実写肖像報道の他に、実名報道についても人権救済を求めているため、実名報道の適否についても検討する。

ア 当委員会は、匿名報道が原則であるべきとの立場をとるものであり、日本弁護士連合会も1987年（昭和62年）の第30回人権擁護大会及び1999年（平成11年）の第42回人権擁護大会において匿名報道を原則とする旨を表明している。当委員会及び日本弁護士連合会の趣旨は、いずれも一般市民の場合、確定判決あるまで匿名で報道するのが相当

であり、一方、政治家、一定の範囲の公務員、社会的影響力の大きな公人の場合は、市民の知る権利に応えて、実名で報道することができるとする見解である。

匿名報道を原則とする理由としては、実名報道によって事件の当事者や家族が、失職・退職・経済的再生の困難、離婚・別居、家族を含めた転居、いじめ・対人関係の悪化などの被害を受けるケースが多く（しかも、これらの被害は回復に著しく長い期間が必要となる場合が多い）刑事手続上の制裁よりはるかに過酷な社会的制裁を受けている実態があること、特に私人による犯罪行為の場合、犯罪者が誰かを知らなくても犯罪や刑事司法の問題を議論することは十分に可能であるから、匿名を原則としても報道の自由・「知る権利」には抵触しないこと、匿名であっても犯罪の一般的抑止効果に影響はないと考えられること、などがあげられる。

イ 本件においては、実名報道により、Xのみならずその家族にも深刻な対人関係の悪化という弊害が発生している一方で、実名報道によらなくとも「戸塚近辺で風営法違反の摘発があった」との事実報道がなされれば、同種事件の抑止効果は十分に得られたものと考えられる他、国民の知る権利も充足されたものと考えられるのであって、これらの事実から、原則通り匿名報道によるべきであったといえる。

そして、すでに述べた実写肖像報道による名誉権・プライバシー権侵害の被害は、実名表示が伴うことにより深刻化したことが明らかであるので、本件実名報道は、実写肖像報道と一体のものとして申立人らの人権を不当に侵害したもので許されないものであると判断する。

第3 結論

以上のように、本件報道は、申立人らの人権を著しく侵害し、申立人らに対して、過酷な懲罰的結果を引き起こしたものと認められる。したがって、相手方テレビ神奈川に対して、本件報道に一定の公共性があることや既に申立人らに謝罪の意思が示されていることなどを勘案し、謝罪文の掲載等まで勧告するべきものではないが、将来の同様の被害の発生を避けるため、今後、刑事事件を報道する際には、被疑者及びその家族のプライバシー権、名誉権を損なわないよう、十分配慮した報道を行うことを求めるとともに、特に、軽微であると認められる事案については、被疑者の実名表示が伴う実写肖像の放映を行なわないよう勧告するのが相当である。

以上